

第168回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2025年6月25日（水曜日）



午前10時

場所 神戸市兵庫区七宮町1丁目4番16号



当社本店3階ホール

（末尾の株主総会会場のご案内をご参照ください。）

ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

インターネットまたは書面（郵送）による議決権行使期限

2025年6月24日（火曜日）午後5時まで

株 主 各 位

証券コード 9322

2025年6月4日

神戸市兵庫区七宮町1丁目4番16号

川 西 倉 庫 株 式 会 社

代表取締役社長 **川 西 二 郎**

第168回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第168回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、インターネットまたは書面（郵送）により事前に議決権をご行使いただく場合にはお手数ながら、株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」に従って、2025年6月24日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時

2 場 所 神戸市兵庫区七宮町1丁目4番16号 **当社本店 3階ホール**
(末尾の株主総会会場のご案内をご参照ください。)

3 目的事項 報告事項 1. 第168期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第168期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

4 電子提供措置に関する事項

本総会の招集に際しては、電子提供措置をとっております。以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

<当社ウェブサイト>

<https://www.kawanishi.co.jp/04IR/meeting.htm>



電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）ウェブサイトにも掲載しております。「銘柄名（会社名）」に「川西倉庫」または「コード」に当社証券コード「9322」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

<東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）>

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



以 上

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前の事項および修正後の事項を上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて掲載いたしますのでご了承ください。
- 書面交付請求をいただいた株主様へお送りしている書面には、法令および当社定款第13条第2項の規定に基づき、電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項を記載しておりません。
 - ①業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要
 - ②連結計算書類の連結注記表
 - ③計算書類の個別注記表したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 本総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本総会終了後、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合



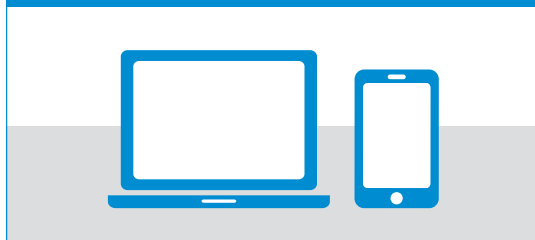
株主総会開催日時

**2025年6月25日（水曜日）
午前10時**

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会にご出席されない場合

インターネットで議決権を行使される場合



行使期限

**2025年6月24日（火曜日）
午後5時00分入力完了分まで**

当社指定の議決権行使ウェブサイト
(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)
にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

詳細は次ページをご参照ください。

書面（郵送）で議決権を行使される場合



行使期限

**2025年6月24日（火曜日）
午後5時00分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権を行使される場合の注意点

- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

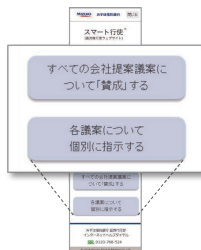
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

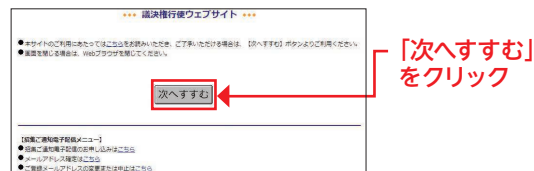
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

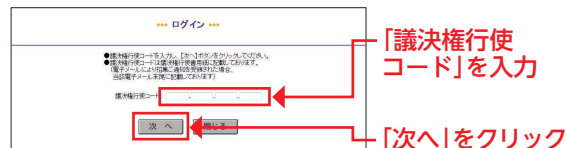
議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

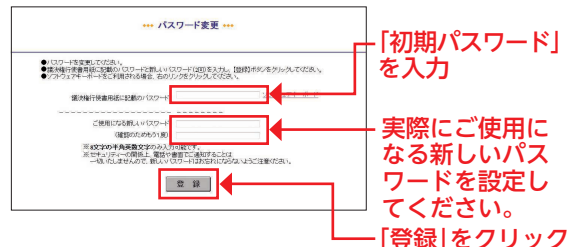
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524 受付時間 年末年始を除く
午前9時～午後9時

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と位置付け、安定配当を継続することを基本とし、業績ならびに今後の事業展開等を勘案して配当を行う方針としております。

これらの方針に基づき、第168期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金14円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は109,284,658円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）若松康裕、川西二郎、高杉 誠、笠原 謙、長島 聡の5氏が任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位および担当	
1	かわにし じろう 川西 二郎	代表取締役社長	再 任
2	たか すぎ まこと 高杉 誠	常務取締役 管理企画部門管掌	再 任
3	かさ はら けん 笠原 謙	取締役 国際部門・港運部門管掌	再 任
4	なが しま さとし 長島 聡	取締役 国内部門管掌	再 任

候補者
番号

1

かわ にし
川西
じ ろう
二郎 (1972年5月4日生)

所有する当社株式の数… 223,000株
在任年数…………… 13年
取締役会出席状況…………… 17/17回



再 任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1995年4月	安田火災海上保険株式会社 (現 損害保険ジャパン株式会社) 入社	2014年6月	当社常務取締役社長室長
2007年6月	大和製衡株式会社入社	2014年7月	当社常務取締役経営企画部長
2010年4月	当社入社総務部企画課長	2016年5月	当社常務取締役
2011年4月	当社営業統括室長	2016年6月	当社常務取締役国際部門管掌
2012年5月	当社社長室長	2017年6月	当社常務取締役管理企画部門管掌
2012年6月	当社取締役社長室長	2021年4月	当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

他社での豊富な業務経験を通じて培われた知見および当社経営企画部門、海外事業部門での業務経験を通じた知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

2

たか すぎ
高杉
まこと
誠 (1964年10月23日生)

所有する当社株式の数… 1,700株
在任年数…………… 8年
取締役会出席状況…………… 17/17回



再 任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1988年4月	株式会社富士銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 入行	2016年5月	当社経理部付（出向）
2008年1月	株式会社みずほ銀行 千里中央支店長	2016年6月	当社経理部長（出向）
2011年10月	同行東大阪支店長	2016年10月	当社入社経理部長
2013年4月	同行三鷹支店長	2017年4月	当社経営企画部長
		2017年6月	当社取締役経営企画部長
		2021年4月	当社常務取締役管理企画部門 管掌（現任）

取締役候補者とした理由

金融業界に長く在籍した経験から、財務、会計に関する相当程度の知見および当社経営企画部門での豊富な経験を有しておりますので、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

3

かさ はら
笠原

けん
謙 (1965年9月1日生)

所有する当社株式の数… 1,000株
在任年数…………… 6年
取締役会出席状況………… 17/17回



再 任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1993年4月	当社入社	2020年6月	当社取締役国際部門管掌兼 国際部長
2004年7月	THAI KAWANISHI LIMITED（出向）	2021年4月	当社取締役国際部門・港運 部門管掌（現任）
2014年10月	当社国際部次長		
2016年5月	当社国際部長		
2017年4月	当社執行役員国際部長		
2019年6月	当社取締役国際部長		

取締役候補者とした理由

海外事業部門、営業分野における豊富な業務経験と、管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

4

なが しま
長島

さとし
聡 (1965年9月17日生)

所有する当社株式の数… 2,400株
在任年数…………… 5年
取締役会出席状況………… 17/17回



再 任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1989年4月	当社入社
2013年3月	当社営業部次長
2015年4月	当社営業部長
2017年4月	当社執行役員営業部長
2019年4月	当社執行役員神戸支店長
2020年6月	当社取締役営業部門管掌
2021年4月	当社取締役国内部門管掌（現任）

取締役候補者とした理由

営業分野における豊富な業務経験と、管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- 当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年ごとに更新しております。
- なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額についての限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。
- 次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役 公江正典氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



こう え まさ のり
公江 正典 (1970年3月5日生)

所有する当社株式の数…	一株
在任年数……………	2年
取締役会出席状況…………	17/17回
監査等委員会出席状況…	14/14回

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1996年10月	朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所	2023年6月	当社監査等委員である社外取締役（現任）
1998年8月	協立監査法人入所		
2001年4月	公認会計士登録		
2007年6月	協立監査法人社員		
2020年7月	同法人代表社員（現任）		

再 任

社 外

独 立

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として、財務および会計に精通した専門的知識を活かして経営へのアドバイスをしていただき、また、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等について審議・監督を行っていただいており、今後も当社の企業価値の持続的向上への貢献が期待されることから、社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 公江正典氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 公江正典氏は、社外取締役候補者であります。
3. 公江正典氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、公江正典氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、当社の監査等委員である取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- 当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年ごとに更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額についての限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

6. 当社は、公江正典氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

なお、当社は、「社外取締役の独立性に関する基準」（本招集ご通知29頁ご参照）を設定しており、同氏は当該独立性基準を満たしております。

【ご参考】本株主総会終結後の各取締役のスキルマトリックス

第2号議案・第3号議案の原案どおり候補者をご選任いただいた場合の各取締役のスキルマトリックスは、以下のとおりとなります。

氏 名	属性	企業経営・サステナビリティ	営業戦略・海外ビジネス	財務・会計	法務・コンプライアンス	人事労務・ダイバーシティ
川西 二郎		○	○	○	○	○
高杉 誠		○		○	○	○
笠原 謙			○			
長島 聡			○			
八杉 勝英	社外独立	○		○	○	
虎頭 信宏	社外独立				○	○
公江 正典	社外独立			○	○	

※ガバナンス・リスクマネジメントにおいては、全取締役が知識・経験・能力を携え取り組んでおります。

以 上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により、景気は緩やかな持ち直しの動きがみられるものの、継続する物価上昇や米国の関税政策による影響の懸念等もあり、景気の先行きは依然として不透明な状況にあります。

このような状況のもと、当社グループは2024年度を最終年度とする中期経営計画『Vision2024 物流イノベーションへの挑戦』で掲げる、物流センターの機能拡充や運送部門強化、海外物流業務の強化による既存事業の拡大・強化、次世代型物流倉庫の建設や基幹システム再構築の検討など、成長に向けた取組と戦略的投資の調査研究に取り組んでまいりました。

当連結会計年度においては、国内物流事業では、前期に好調だった港湾運送業務の取扱いが減少しましたが、倉庫業務は保管単価の上昇等もあり収益面では増加し、運送業務についても好調に推移いたしました。国際物流事業では、国際運送取扱業務が増加したこともあり、グループ全体での営業収益は前期を上回る結果となりましたが、港湾運送業務の取扱いが減少した影響や人件費の増加、また海外子会社の業績が低調に推移した影響もあり、営業利益、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益は前期を下回りました。

その結果、当連結会計年度の営業収益は前期比2.2%増加の25,542百万円、営業利益は前期比11.4%減少の1,027百万円、経常利益は前期比4.4%減少の1,179百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比6.3%減少の746百万円となりました。

営業収益

25,542百万円

前期比

2.2%増 

営業利益

1,027百万円

前期比

11.4%減 

経常利益

1,179百万円

前期比

4.4%減 

親会社株主に
帰属する
当期純利益

746百万円

前期比

6.3%減 

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

■ 国内物流事業

営業収益

207億 8百万円 前期比1.6%増



セグメント利益

17億 40百万円 前期比5.1%増



営業収益

(単位:百万円)

20,386 20,708

第167期 第168期

セグメント利益

(単位:百万円)

1,655 1,740

第167期 第168期

倉庫業

貨物の入庫高、出庫高および保管高は前期を下回りましたが、保管単価の上昇等により倉庫業全体では前期を上回りました。

港湾運送業

港湾運送業務は、前期に好調だった反動もあり、神戸港での港湾運送取扱業務が減少したことにより前期を下回りました。

貨物運送取扱業

貨物運送取扱業務は、貨物の取扱いが好調に推移したことにより前期を上回りました。

その他関連業務

通関業務等の手続業務については前期と同程度で推移いたしましたが、流通加工業務については選別作業等の取扱いが増加し、物流施設の賃貸業務等も増加したことにより前期を上回りました。

その結果、国内物流事業の営業収益は前期比1.6%増加の20,708百万円となり、セグメント利益は人件費の増加等がありましたが、営業収益の増加に加え修繕費等の減少もあり前期比5.1%増加の1,740百万円となりました。

■ 国際物流事業

営業収益

44億 75百万円 前期比5.3%増



セグメント利益

1億 78百万円 前期比47.8%減



営業収益

(単位:百万円)

4,248 4,475

第167期 第168期

セグメント利益

(単位:百万円)

342

178

第167期 第168期

国際物流事業においては、2022年に設立したアメリカの子会社が当期より本格稼働したほか、国際運送取扱業務が堅調に推移したことにより、営業収益は前期を上回りましたが、セグメント利益については他の海外子会社の業績が低調に推移したことにより、前期を下回りました。

その結果、営業収益は前期比5.3%増加の4,475百万円、セグメント利益は前期比47.8%減少の178百万円となりました。

■ その他

営業収益

3億75百万円 前期比0.9%増

前期比0.9%增



セグメント利益

2億43百万円 前期比0.1%減

前期比0.1%減

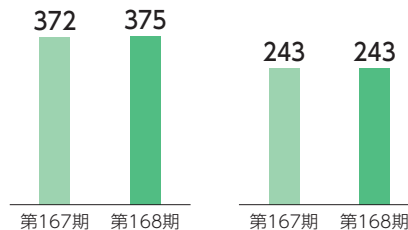


営業収益

(単位:百万円)

セグメント利益

(单位:百万円)



不動産の賃貸事業および物流資材の販売事業ならびに太陽光発電の売電事業等のその他事業は、営業収益は前期比0.9%増加の375百万円、セグメント利益は前期比0.1%減少の243百万円となりました。

セグメント別営業収益

区 分		当連結会計年度 2024年4月1日～2025年3月31日	前期比（％）
国内物流事業	(千円)	20,708,636	101.6
国際物流事業	(千円)	4,475,340	105.3
報告セグメント計	(千円)	25,183,977	102.2
そ の 他	(千円)	375,640	100.9
合 計	(千円)	25,559,617	102.2

(注) セグメント間の内部取引消去前の数値によっております。

普通倉庫保管業務実績

区 分		期 別	当連結会計年度 (2024年4月1日～2025年3月31日)	前期比 (%)
			数量 (トン)	
入	庫	高	940,519	95.4
出	庫	高	960,023	97.3
保 管 残 高	期	末	271,752	93.3
	期	中 平 均	283,799	95.4

冷蔵倉庫保管業務実績

区 分 \ 期 別		当連結会計年度 (2024年4月1日～2025年3月31日)	前期比 (%)
		数量 (トン)	
入	庫 高	49,788	103.7
出	庫 高	48,177	97.8
保 管 残 高	期 末	14,954	112.1
	期 中 平 均	15,251	103.5

港湾運送業取扱トン数

区 分 \ 期 別		当連結会計年度 (2024年4月1日～2025年3月31日)	前期比 (%)
		数量 (トン)	
船 内 荷 役		688,130	88.9
舁 運 送		—	—
荷 捌		1,207,133	86.2
船 積		43,342	85.2
合 計		1,938,605	87.1

②設備投資の状況

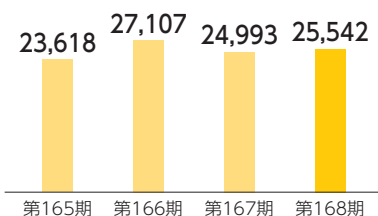
当連結会計年度の設備投資額は1,395百万円で、主な内容はPT KAWANISHI WAREHOUSE INDONESIAの倉庫用地849百万円、京浜支店関東物流センター杉戸営業所のマテハン機器117百万円、名古屋支店金城営業所の冷却設備61百万円であります。

③資金調達の状況

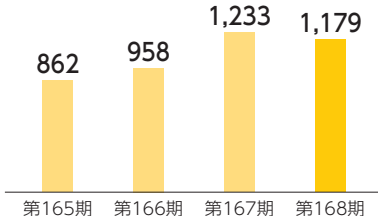
上記設備投資に係る資金は、自己資金でまかないました。

(2) 財産および損益の状況

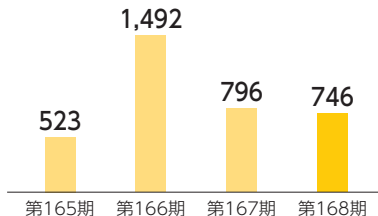
営業収益 (単位:百万円)



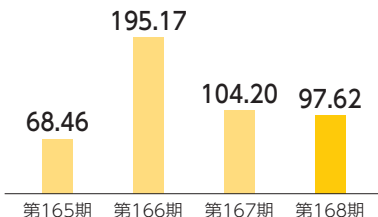
経常利益 (単位:百万円)



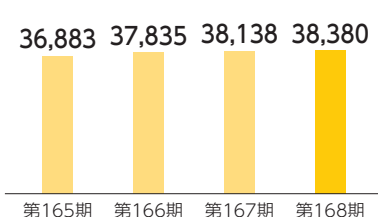
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位:百万円)



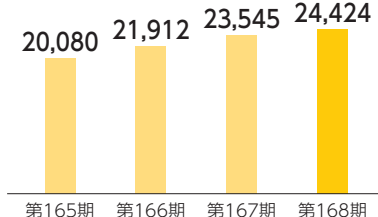
1株当たり当期純利益 (単位:円)



総資産 (単位:百万円)



純資産 (単位:百万円)



項 目	期 別	第165期	第166期	第167期	第168期
		2021年4月 1日～ 2022年3月31日	2022年4月 1日～ 2023年3月31日	2023年4月 1日～ 2024年3月31日	2024年4月 1日～ 2025年3月31日
営 業 収 益 (百万円)		23,618	27,107	24,993	25,542
経 常 利 益 (百万円)		862	958	1,233	1,179
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)		523	1,492	796	746
1株当たり当期純利益 (円)		68.46	195.17	104.20	97.62
総 資 産 (百万円)		36,883	37,835	38,138	38,380
純 資 産 (百万円)		20,080	21,912	23,545	24,424

(3) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
川西ファインサービス株式会社	3,000万円	100.0%	倉庫荷役業、通関業
川西港運株式会社	2,900万円	100.0	港湾運送業、倉庫荷役業
株式会社メイサク	1,000万円	100.0	貨物自動車運送業
株式会社マルカ陸運	3,000万円	100.0	貨物自動車運送業
KAWANISHI LOGISTICS(S) PTE. LTD.	120万 シンガポールドル	100.0	国際運送取扱業
THAI KAWANISHI LIMITED	801万 タイバーツ	49.0	国際運送取扱業
PT KAWANISHI WAREHOUSE INDONESIA	61,526,580万 インドネシアルピア	53.6	倉庫業
KAWANISHI LOGISTICS(AMERICAS) INC.	87万 ユーエスドル	100.0	国際運送取扱業

(注) THAI KAWANISHI LIMITEDは、当社の議決権比率が49.0%であります。支配力基準の適用により連結子会社としております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、日本経済では労働力不足等を背景に働き方改革の推進やAI技術等の活用が進み、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により、景気は緩やかな回復が見込まれます。世界経済は、米国の通商政策等により先行きは不透明であります。アジア地域ではインドネシア等での人口増加に伴う経済発展により、輸出入量や消費市場のさらなる拡大が期待されます。

このような外部環境のもと、当社グループは、物流事業の収益力向上を図り企業価値のさらなる向上をめざし、長期ビジョン『KAWANISHI2030』および中期経営計画『Vision2027事業領域の拡大』（長期ビジョンのPhaseⅡ）において、次の基本方針を掲げ基本戦略、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に基づいて取り組んでまいります。

1. 基本方針

- ① 取引先顧客へのサービス向上を第一とし、当社のステークホルダーへの信頼関係の構築を維持します。
- ② 健全な財務体質を意識しながら経営基盤の安定と強化を基本とし、筋肉質な体質を実現すべく、既存事業の利益改善を図ります。
- ③ これまでのビジネスモデルに捉われることなく、時代のニーズに合致した物流の構築を進め、DXの推進やサステナビリティなどの社会課題に対応した企業を目指します。

2. 基本戦略

「次世代型物流施設の計画推進」、「ASEAN投資」、「リコンストラクション（拠点／組織の再構築）」は、三大重点戦略（三本の矢）として強力に推進してまいります。三本の矢の戦略はそれぞれが相互補完性を有しており、そのどれをも欠けさせることなく同時並行で確実に実行させることにより飛躍的な業績目標を実現いたします。

① 成長に向けた戦略的投資

- ◆次世代型物流施設の計画推進
- ◆ASEAN投資
- ◆国内における物流企業のM&A
- ◆基幹システム再構築
- ◆地球環境にやさしい物流構築／サステナビリティ推進室新設
- ◆資本政策の推進

② 社内体制の強化

- ◆リコンストラクション（拠点／組織の再構築）
- ◆統合報告書策定
- ◆ペーパーレス化推進によるオフィスワークの改革
- ◆RPAの導入による業務集約/労働負荷軽減
- ◆コンプライアンスの強化
- ◆システム化推進による競争力強化
- ◆営業体制の強化
- ◆ダイバーシティ＆インクルージョンへの対応
- ◆労働力不足に対応した人財戦略の強化
- ◆社内教育体制の充実
- ◆財務基盤の強化

③ 既存事業の拡大・強化

- ◆物流拠点の機能拡充
- ◆運送部門強化
- ◆ASEAN物流拡大を起点とした長距離海上輸送などの海外物流業務の強化
- ◆メーカー物流の強化
- ◆通関体制の強化

3. 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応

長期ビジョン『KAWANISHI2030』とそれに向けたPhaseⅡの中期経営計画の達成に向けては、中長期でのROEの向上を図るとともに、成長戦略や事業リスク、戦略実行状況等の明瞭な説明によるPERの改善および資本コストの逡減が必要と考え、対応方針を掲げております。

① 企業価値向上に向けた取組み

② 資本政策の推進

- ◆Vision2027達成に向けた投資の実施
(ASEAN投資／国内・海外M&A／物流拠点の機能拡充)
- ◆日本版ESOP等の導入
- ◆IRの強化、サステナビリティ推進
- ◆株主優待制度の拡充
- ◆配当性向目標35%
- ◆特別配当、自己株式取得の実施

今後も皆様の期待にお応えするよう引続き努力してまいりますので、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、当社および連結子会社8社で構成されており、倉庫業を中心とした貨物の保管・荷役業務、港湾運送業務、貨物運送取扱業務、通関業務および流通加工業務等を行う国内物流事業ならびに国際複合一貫輸送業務（NVOCC）を中心とした海外輸送業務、海外との輸出入貨物取扱業務および海外での現地作業等を行う国際物流事業を主な事業として取り組んでおります。

各事業の内容は以下のとおりであります。

① 国内物流事業

- | | |
|---------|--|
| 倉庫業 | 寄託を受けた貨物を倉庫に保管し、その対価として保管料を収受する事業であります。また、倉庫保管業務に関連して貨物の入出庫およびこれに付帯する諸作業を倉庫荷役として行い、その対価として荷役料を収受する事業であります。 |
| 港湾運送業 | 港湾において、海上運送に接続して貨物の船積みおよび陸揚げの作業とその荷捌きを行い、その対価として港湾運送料金を収受する事業であります。 |
| 貨物運送取扱業 | 荷主の依頼を受けて、運送事業者の行う運送を利用したの貨物の運送もしくは貨物の運送の取次等を行い、その対価として運賃・料金を収受する事業であります。 |
| その他関連業務 | 輸出入貨物の通関業務、当社倉庫内での流通加工業務を行い、料金を収受する事業および物流関連施設を賃貸し、その対価として賃貸料を収受する業務であります。 |

② 国際物流事業

- | | |
|---------|--|
| 国際運送取扱業 | 荷主の依頼を受けて、陸海空の各種輸送手段を結合し、輸出入貨物の国際間複合輸送の取次等を行い、その対価として運賃・料金を収受する事業であります。 |
| 倉庫業 | 寄託を受けた貨物を倉庫に保管し、その対価として保管料を収受する事業であります。また、倉庫保管業務に関連して貨物の入出庫およびこれに付帯する諸作業を倉庫荷役として行い、その対価として荷役料を収受する事業であります。 |
- ③ その他 太陽光発電による売電事業、不動産の賃貸事業および物流資材の販売事業等
であります。

(6) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

当 社	本 社	神戸市
	営 業 部	東京都中央区
	国 際 部	東京都中央区
	通 関 部	神戸市
	神 戸 支 店	神戸市
	大 阪 支 店	大阪市
	名古屋支店	名古屋市
	京 浜 支 店	横浜市

川西ファインサービス株式会社	神戸市
川 西 港 運 株 式 会 社	神戸市
株 式 会 社 メ イ サ ク	名古屋市
株 式 会 社 マ ル カ 陸 運	横浜市
KAWANISHI LOGISTICS (S) PTE.LTD.	シンガポール
THAI KAWANISHI LIMITED	タイ
PT KAWANISHI WAREHOUSE INDONESIA	インドネシア
KAWANISHI LOGISTICS(AMERICAS) INC.	アメリカ

(注) 2025年4月1日付で京浜支店を分割し、横浜支店と東京支店に組織改編しております。

国内

川西倉庫が誇る、 国内物流サービス・ネットワーク

1918年設立以来、物流業の老舗として国内主要貿易港を中心に普通倉庫・冷蔵倉庫を展開し、港湾運送から保管、通関、流通加工、輸配送まで一貫した物流サービス体制を実現しています。



海外

充実した 海外物流サービス・ネットワーク

生産地から消費地までの物流一元化をテーマに、海外現地法人、駐在員事務所を軸に現地代理店との緊密な連携により迅速で、安全かつあらゆる形態の国際物流に対応できるサービス体制を実現しています。



(7) 使用人の状況 (2025年 3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
632 (30) 名	+15 (△6) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外書で記載しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
404名	—	38.8歳	14.7年

(注) 使用人数は就業人員であり、他社からの出向者を含み、他社への出向者を除外しています。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年 3月31日現在)

借入先	借入額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,430百万円
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	2,320
横 浜 市	1,611
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,371
神 戸 市	388

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ①発行可能株式総数 30,000,000株
②発行済株式の総数 8,258,322株
③株主数 11,905名
④大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
大 和 製 衡 株 式 会 社	1,293 ^{千株}	16.57 [%]
川 西 多 美	564	7.22
川 西 央 也	488	6.25
日 本 毛 織 株 式 会 社	380	4.86
川 西 康 夫	324	4.15
川 西 二 郎	223	2.85
多 島 晶 子	215	2.75
大 嶽 敬 子	206	2.63
株式会社川西勝三商会	201	2.57
株式会社みずほ銀行	200	2.56

- (注) 1. 当社は自己株式452,275株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式（452,275株）を控除して計算しております。
3. 当社は、「株式給付信託（BBT）」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が当社株式159,400株を有しております。
同社が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

⑥その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

①取締役の状況（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	若 松 康 裕	[重要な兼職の状況] 日本毛織株式会社社外取締役
代 表 取 締 役 社 長	川 西 二 郎	
常 務 取 締 役	高 杉 誠	管理企画部門管掌
取 締 役	笠 原 謙	国際部門・港運部門管掌
取 締 役	長 島 聡	国内部門管掌
取 締 役 (監査等委員・常勤)	八 杉 勝 英	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	虎 頭 信 宏	[重要な兼職の状況] 弁護士法人東町法律事務所弁護士
取 締 役 (監 査 等 委 員)	公 江 正 典	[重要な兼職の状況] 協立監査法人代表社員

- (注) 1. 取締役（監査等委員）八杉勝英、虎頭信宏、公江正典の3氏は、社外取締役であります。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、八杉勝英氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役（監査等委員）公江正典氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社と各社外取締役（監査等委員を含む。）は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。
5. 当社は、当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。
- 当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年ごとに更新しております。
- なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額についての限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。
6. 取締役（監査等委員）八杉勝英、虎頭信宏、公江正典の3氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
- 当社の「社外取締役の独立性に関する基準」については、29頁をご参照ください。

7. 当事業年度中の取締役の地位および担当等の異動
該当事項はありません。

【ご参考】執行役員の状況（2025年4月1日現在）

氏 名				役 職
福	井	利	明	上席執行役員 国内部門東日本担当
横	山	正	典	上席執行役員 国内部門西日本担当
飛	永	英	利	執行役員 経営企画部長
細	川	晃	伸	執行役員 人事部長
福	田	浩	一	執行役員 情報システム部長
片	岡	利	英	執行役員 国際部長
中	村	浩	幸	執行役員 神戸支店長
谷	口	雄	志 郎	執行役員 名古屋支店長
山	田	雄	司	執行役員 横浜支店長

②取締役を支払った報酬等の総額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	役員退職 慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く。)	129,954	83,184	46,770	—	12,720	5
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	19,800 (19,800)	19,800 (19,800)	— —	— —	— —	4 (4)
合 計 (うち社外取締役)	149,754 (19,800)	102,984 (19,800)	46,770 —	— —	12,720 —	9 (4)

(注) 1. 上表には、2024年6月25日開催の第167回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役 (監査等委員) 1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 取締役 (監査等委員を除く。) の支給額には、業績連動型株式報酬 (BBT (= Board Benefit Trust)) として当事業年度における取締役 (監査等委員を除く。) 5名分、12,720千円を含めております。

4. 2008年6月27日開催の第151回定時株主総会において、役員退職慰労金の打切り支給を決議しております。当事業年度末現在における今後の打切り支給予定額は、以下のとおりであります。なお、支給時期は各役員の退任時としております。

取締役 (監査等委員を除く。) 1名 3,080千円

ロ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

ハ. 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等に係る業績指標は当社の経営方針である経営基盤の安定と強化、利益率の改善に即したものととして、連結営業利益を用いております。なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、連結営業利益1,200百万円で、実績は1,027百万円となっております。

二. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役 (監査等委員を除く。) の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の第159回定時株主総会において、年額180百万円以内と決議しております (使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く。) の員数は、5名であります。

また、2016年6月28日開催の第159回定時株主総会において、取締役 (監査等委員を除く。) に対する業績連動型株式報酬制度を導入し、その限度額は3事業年度を対象として合計77百万円、株式報酬として付与されるポイントの総数の上限は1事業年度当たり36,100ポイントと決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く。) の員数は、5名であります。

取締役 (監査等委員) の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の第159回定時株主総会において、年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は、3名 (全員社外取締役) であります。

③取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は、2022年3月14日取締役会にて取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、決定方針等の客観的・透明性を図るため、独立社外取締役が過半数を占める報酬会議における審議を経て、取締役会決議に基づき決定します。当該手続きを経ていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬等の決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系としております。

2. 固定報酬（金銭報酬）に関する方針

取締役の固定報酬（金銭報酬）は、役位、職責、在任年数に応じて、経営状況、世間水準、従業員給与最高額とのバランスも考慮しながら、総合的に勘案して決定した報酬総額の60%に相当する額とします。

3. 業績連動報酬に関する方針

取締役の業績連動報酬は、上記と同様に決定した報酬総額の40%に相当し、その内訳は30%に相当する業績連動金銭報酬と10%に相当する業績連動による株式給付にて構成し、方針に基づいて算出されるポイント数に換算して付与します。業績連動による金銭報酬および株式給付は、期初に公表する連結営業利益額の達成率に比して連動します。それぞれの算出方法は、業績連動金銭報酬は、ポイント数に係数と前事業年度におけるVWAP（売買高加重平均価格）の年間平均を乗じて換算し翌事業年度における月額報酬とします。

業績連動による株式給付は、算出されたポイント数（1ポイント当たり当社普通株式1株に換算）として付与し、退任時に当社が定める規定の条件を満たした場合に給付を受ける権利を取得します。

④社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）虎頭信宏氏は、弁護士法人東町法律事務所の弁護士であります。当社は弁護士法人東町法律事務所と法律顧問契約を締結しております。
- ・取締役（監査等委員）公江正典氏は、協立監査法人の代表社員であります。当社は協立監査法人との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査等委員会への出席状況および発言状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役 (監査等委員・常勤)	八 杉 勝 英	2024年6月25日就任以降、当事業年度開催の取締役会13回全てに、また、監査等委員会10回全てに出席し、企業経営の豊富な経験および見識を活かし、常勤監査等委員として議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、内部監査部門との連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能の強化に寄与しており、社外取締役（監査等委員）として期待される役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	虎 頭 信 宏	当事業年度開催の取締役会17回全てに、また、監査等委員会14回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、主に法律・コンプライアンスに関する議案審議等に必要な発言を適宜行っていることから、社外取締役（監査等委員）として期待される役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	公 江 正 典	当事業年度開催の取締役会17回全てに、また、監査等委員会14回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、主に財務・会計に関する議案審議等に必要な発言を適宜行っていることから、社外取締役（監査等委員）として期待される役割を果たしております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役（監査等委員）八杉勝英、虎頭信宏、公江正典の3氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

二. 社外取締役の独立性に関する基準

当社は下記内容の「社外取締役の独立性に関する基準」を設けています。

記

当社における社外取締役が以下のいずれにも該当しない場合に独立性を有すると認定する。
また、当該認定をした場合に独立役員として指定することができるものとする。

1. 過去3事業年度のうちいずれかの1事業年度当たり、当社グループ（注1）の主要な取引先（注2）またはその業務執行者（注3）である者
2. 当社グループから役員報酬以外に過去3事業年度のうちいずれかの1事業年度当たり、1,000万円以上の金銭その他の財産を得ている法律、会計若しくは税務の専門家またはコンサルタント（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
3. 直近事業年度において当社の大株主（総議決権の10%以上の株式を保有する者）またはその業務執行者である者
4. 当社の会計監査人である監査法人に所属する者またはその出身者である者（過去5年間に限るものとする）
5. 当社グループの取締役および監査役と親族関係（2親等以内）の者
6. 社外取締役就任時点において当社グループとの間で、社外役員を相互に派遣して就任している場合
7. 当社グループから過去3事業年度のうちいずれかの1事業年度当たり1,000万円以上の金銭その他の財産の寄付を受けている団体の業務を執行する役員の場合

（注1）当社グループとは当社および当社の連結子会社をいう。

（注2）主要な取引先とは、当社グループとの取引において、支払額または受取額が、当社グループまたは取引先の連結売上高の2%以上を占めている者をいう。

（注3）業務執行者とは、取締役（社外取締役を除く。）、執行役、執行役員および使用人等の業務を執行する者をいう。

以 上

(4) 会計監査人の状況

①名称

ネクスス監査法人

(注) 当社の会計監査人であった神陽監査法人は2024年6月25日開催の第167回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

②報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を含めて記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人が監査を担当しております。

③会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、当社都合の場合の他、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、監査等委員会が議案の内容を決定したうえで、または、監査等委員会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的にすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と位置付け、安定配当を継続することを基本とし、業績ならびに今後の事業展開等を勘案して配当を行う方針としております。

2025年5月13日開催の取締役会において「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に係る対応方針を決議し、企業価値向上に向けた株主還元の強化に取り組んでおります。

【株主還元方針】

- ・配当性向35%以上目標（中期経営計画『Vision2027事業領域の拡大』の最終年度）
- ・前年を上回る配当額を目指す
- ・最適資本構成に向けた株主還元を実施

(注) 本事業報告中に記載の金額および株式数の表示については、いずれも表示単位未満を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流 動 資 産	9,615,350
現 金 及 び 預 金	5,269,893
受取手形、営業未収入金及び契約資産	3,756,389
前 払 費 用	145,110
そ の 他	445,070
貸 倒 引 当 金	△1,113
固 定 資 産	28,764,753
有 形 固 定 資 産	22,419,361
建 物 及 び 構 築 物	12,326,739
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,744,292
工 具、器 具 及 び 備 品	183,729
土 地	6,414,704
リ ー ス 資 産	875,631
建 設 仮 勘 定	874,264
無 形 固 定 資 産	2,593,810
港 湾 等 施 設 利 用 権	1,897,534
ソ フ ト ウ ェ ア	47,263
そ の 他	649,011
投 資 そ の 他 の 資 産	3,751,582
投 資 有 価 証 券	1,638,208
長 期 貸 付 金	240
繰 延 税 金 資 産	193,429
退 職 給 付 に 係 る 資 産	107,864
差 入 保 証 金	799,585
長 期 前 払 費 用	41,449
そ の 他	979,058
貸 倒 引 当 金	△8,254
資 産 合 計	38,380,104

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流 動 負 債	4,956,599
支 払 手 形 及 び 営 業 未 払 金	1,705,781
短 期 借 入 金	1,815,348
未 払 費 用	88,681
未 払 法 人 税 等	376,798
賞 与 引 当 金	315,149
リ ー ス 債 務	118,579
そ の 他	536,260
固 定 負 債	8,998,663
長 期 借 入 金	6,307,046
繰 延 税 金 負 債	201,275
退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,359,728
役 員 株 式 給 付 引 当 金	135,513
リ ー ス 債 務	301,338
資 産 除 去 債 務	458,163
そ の 他	235,597
負 債 合 計	13,955,262
(純 資 産 の 部)	
株 主 資 本	19,830,146
資 本 金	2,108,000
資 本 剰 余 金	1,907,539
利 益 剰 余 金	16,376,616
自 己 株 式	△562,009
そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,478,972
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	704,875
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	92,085
為 替 換 算 調 整 勘 定	719,680
退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△37,669
非 支 配 株 主 持 分	3,115,722
純 資 産 合 計	24,424,841
負 債 純 資 産 合 計	38,380,104

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目										金 額	
営業 販売 営業 受 受 不 為 そ 営 支 特 特 固 補 固 役 税 法 法 当 非 親	業 費 業 										

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,108,000	1,907,539	15,840,935	△562,009	19,294,465
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△210,763		△210,763
親会社株主に帰属する当期純利益			746,444		746,444
自 己 株 式 の 取 得				－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	535,680	－	535,680
当 期 末 残 高	2,108,000	1,907,539	16,376,616	△562,009	19,830,146

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	665,784	52,267	514,527	92,890	1,325,471	2,925,251	23,545,188
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△210,763
親会社株主に帰属する当期純利益							746,444
自 己 株 式 の 取 得							－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	39,090	39,818	205,152	△130,560	153,501	190,470	343,971
当 期 変 動 額 合 計	39,090	39,818	205,152	△130,560	153,501	190,470	879,652
当 期 末 残 高	704,875	92,085	719,680	△37,669	1,478,972	3,115,722	24,424,841

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目		金 額
(資 産 の 部)		
流 動 資 産		7,385,116
現金及び預金		3,560,388
受取手形		88,625
営業未収入金		3,245,013
契約資産		95,493
前払費用		108,042
そのものの引当金		288,666
貸倒引当金		△1,113
固 定 資 産		26,004,137
有形固定資産		17,442,295
建物		8,963,102
構築物		216,634
機械及び装置		1,524,178
車両運搬具		85,386
工具、器具及び備品		108,649
土地		5,702,331
リース資産		835,048
建設仮勘定		6,964
無形固定資産		2,578,002
土地権		433,330
港湾等施設利用権		1,897,534
ソフトウェア		32,579
その他の無形資産		214,557
投資その他の資産		5,983,839
投資有価証券		1,624,075
関係会社株式		3,189,392
出資金		5,400
長期貸付金		240
前払年金費用		66,474
長期前払費用		40,799
差入保証金		777,282
そのものの引当金		287,274
貸倒引当金		△7,100
資 産 合 計		33,389,254

科 目		金 額
(負 債 の 部)		
流 動 負 債		4,763,742
営業未払金		1,750,713
1年内返済予定の長期借入金		1,815,348
未払金		369,522
未払費用		55,105
未払法人税等		321,836
前払消費税等		50,903
未預り消費税		13,106
賞与引当金		46,262
リース負債		236,188
固 定 負 債		104,755
長期借入金		8,422,601
繰延税金負債		6,307,046
退職給付引当金		218,281
役員株式給付引当金		794,823
一除く		135,513
資産の負債		273,176
その負債		458,163
負債合計		235,597
株 主 資 本		13,186,344
株 主 資 本		19,405,948
資 本 剰 余 金		2,108,000
資本準備金		1,877,375
その他の資本剰余金		1,862,230
利益剰余金		15,982,582
利益剰余金		304,976
その他の利益剰余金		15,677,606
配当引当金		1,000,000
固定資産圧縮積立金		895,260
別途積立金		8,400,000
繰越利益剰余金		5,382,345
自己株式		△562,009
自 己 株 式		796,961
評価・換算差額等		704,875
その他の有価証券評価差額金		92,085
繰延ヘッジ損益		20,202,910
純 資 産 合 計		33,389,254
負 債 純 資 産 合 計		

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目							金 額	
営業	業	収	益					23,910,598
営	業	原	価					20,653,301
販	費	一	総	利				3,257,296
営	及	般	管	費				2,338,318
営	業	外	収	利				918,978
	受	取	配	利	息		840	
	受	取	当	差	金		304,268	
	為	替	賃	貸	益		55,873	
	不	動	産	賃	料		20,137	
	そ	の			他		13,621	394,741
営	業	外	費	用	利	息	48,369	48,369
支	払	常	利	利	益			1,265,350
経	別	資	産	売	却	益	225	
特	定	有	価	証	券	売	16,978	
固	資	助	金	収	却	入	78,171	95,376
補								
特	別	損	失	却	損		21,392	
固	定	資	産	除	却	損	41,746	
投	資	有	価	証	券	評	41,722	104,860
減	損							
税	引	前	当	期	純	利		1,255,866
法	人	税、	住	民	税	及	406,962	
法	人	税	等	調	整		△54,270	352,691
当	期	純	利					903,174

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2024年 4月 1日から2025年 3月31日まで)

(単位：千円)

	資本金	株主資本								
		資本剰余金			利益剰余金					利益 剰余金合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金				
						配当引当 積立金	固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	2,108,000	1,862,230	15,144	1,877,375	304,976	1,000,000	949,205	8,400,000	4,635,989	15,290,171
当 期 変 動 額										
固定資産圧縮積立金の取崩							△53,944		53,944	－
剰 余 金 の 配 当									△210,763	△210,763
当 期 純 利 益									903,174	903,174
自己株式の取得										
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	－	△53,944	－	746,355	692,411
当 期 末 残 高	2,108,000	1,862,230	15,144	1,877,375	304,976	1,000,000	895,260	8,400,000	5,382,345	15,982,582

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△562,009	18,713,537	665,784	52,267	718,052	19,431,590
当 期 変 動 額						
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
剰 余 金 の 配 当		△210,763				△210,763
当 期 純 利 益		903,174				903,174
自己株式の取得	－	－				－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			39,090	39,818	78,909	78,909
当 期 変 動 額 合 計	－	692,411	39,090	39,818	78,909	771,320
当 期 末 残 高	△562,009	19,405,948	704,875	92,085	796,961	20,202,910

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

川西倉庫株式会社
取締役会 御中

ネクスス監査法人

大阪府大阪市

代表社員 公認会計士 森田知之
業務執行社員

代表社員 公認会計士 川本恭兵
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、川西倉庫株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、川西倉庫株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

川西倉庫株式会社
取締役会 御中

ネクサス監査法人

大阪府大阪市

代表社員 公認会計士 森田知之
業務執行社員

代表社員 公認会計士 川本恭兵
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、川西倉庫株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第168期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第168期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及びその結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、管理部門および監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 ネクサス監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 ネクサス監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

川西倉庫株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 八杉 勝英 ㊟

監査等委員 虎頭 信宏 ㊟

監査等委員 公江 正典 ㊟

(注) 監査等委員 八杉勝英、虎頭信宏、公江正典は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

株主総会会場のご案内

場 所 神戸市兵庫区七宮町1丁目4番16号



川西倉庫株式会社 本店3階ホール

交 通



J R 神戸駅

徒歩約12分

神戸高速鉄道 新開地駅

徒歩約12分

神戸市営地下鉄海岸線 ハーバーランド駅

徒歩約11分

神戸市営地下鉄海岸線 中央市場前駅

徒歩約7分



本店玄関口



お願い：総会会場は3階となりますが、エレベーターはございませんので、
ご了承のほどお願い申し上げます。

